

公表該当違反対象物一覧表

平成30年9月5日現在

No. 1

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		
		公表該当違反事項	根拠法令等の条項	違反の部分等
中国料理 大元	泉南市中小路二丁目 1755 番地の 1	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項違反	防火対象物全体
ベアータウン高松 I	泉佐野市高松西二丁目 2403 番地の 1	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項違反	防火対象物の 2 階部分
ベアータウン式	泉佐野市高松南二丁目 4 番 27 号	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項違反	防火対象物全体
		以下余白		

※ 本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものであり、公表事実以外の消防関係法令違反を併存している防火対象物もあります。